

第 8 回

総会議事録

日 時	令和 6 年 2 月 1 3 日 (火) 1 3 時 3 0 分
場 所	山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
欠	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鍵水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
欠	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第8回総会（定例）

日 時：令和6年2月13日（火）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第8回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第31号 農用地利用集積計画について

議第32号 令和5年度畑地化促進事業の申請について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第4条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第5条の規定による届出の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(5) 農地改良届書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第5条の規定による許可申請について

(8) 農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和6年3月13日（水）

(2) 次回の委員調査について 令和6年3月11日（月）

7 その他

8 閉 会

第8回総会議事録

(令和6年2月13日(火) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 22名

欠席委員 2名

開 会 午後1時30分

事 務 局	現在の出席委員数をご報告いたします。 本日は、6番 富田理恵子 委員、22番 丹野長利 委員から欠席連絡を受けております。 在任委員数24名、出席委員数22名、欠席委員数2名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 なお、本日は、第1ブロックから岡崎良一 推進委員、第2ブロックから 渡邊祐助 推進委員、第3ブロックから結城克実推進委員、第4ブロックから 三澤孝司が出席しております。また、本日の傍聴人はございません。 議長選出につきましては、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。 それでは、議長より開会の宣告及び挨拶をお願いします。
議 長	(開会) それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りしたいと思います。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、8番 伊藤博良 委員、11番 日下部洋一 委員にお願いし、書記には松本係長を任命します。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、議事に入ります。 議 第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書の1ページ、議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、をお願いします。 案件は75号から78号の4件となります。農地の所在、借受人・譲受人、貸出人・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。 75号は、明治地区渋江の畑 14㎡について、無償受贈による所有権移転で、自家用野菜を栽培予定です。

議 長 長 澤 委 員	76 号は、大郷地区成安の現況 樹園地 366 m²について、隣接地を買受け、桃の栽培を行う予定です。 77 号は、楯山地区青柳の畑 1,658 m²について、経営移譲のための使用貸借による権利設定で、キュウリ、ミニトマトを栽培予定です。 78 号は、蔵王地区蔵王上野の田 3,567 m²のうち104.99 m²について、区分地上権の設定です。長澤委員から調査を行っていただいております。 以上4件について、ご審議の程よろしくお願いいたします。 それでは、調査委員の報告をお願いします。 78 号について1番 長澤委員から報告をお願いします。
長 澤 委 員	1番 長澤です。78 号について報告いたします。申請地は議案書記載のとおりで、権利の種類は区分地上権の設定であります。権利設定者は[]で、農業用水のパイプライン更新工事のため、第1工区から第3工区に区切って国・県・市の補助金を受けて事業が実施されますが、今回、第1工区の最終年度の更新工事にあたって、管理の都合上、農地の地下に農業用水のパイプラインを埋設するため、一定範囲の高さに区分地上権を設定するものです。農地法第3条の許可基準に、「民法第269条の2第1項の地上権またはこれと同じくするその他の権利」の設定移転は、農地法3条第2項各号の適格性が無い場合でも許可できるように規定されております。今回の区分地上権設定では地表は直接使用せず、耕作には支障なく従来どおり農地として利用することから、農地転用には該当せず、農地法第3条の許可を得ることになります。調査にあたって聴き取りをいたしましたが元々、当該申請地には景観作物として秋桜を植えていたそうです。許可後、3月中には申請地内の工事が完了する予定でありまして、令和6年度からは水稻の作付けを再開するそうです。なお、パイプラインの埋設深は、水田として利用することに影響のない深さであり、隣接者との立会い済であることを確認しております。権利設定料は総額で[]です。以上、調査の結果、許可相当と判断しました。
議 長	ただいまの説明に対して、皆さんの質問・意見等ございませんか。
議 長	無いようですので、出席している推進委員の方からもご意見を伺いたいと思います。
三 澤 委 員	意見ではありませんが、これまで区分地上権の設定をしたことはあるのか参考までお聞きしたい。
金 子 委 員	2番 金子です。昭和50年代に[]で設定しているところがあります。

議 長	ほかにありませんか。無いようですのでお諮りします。議第 29 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認めまして、議第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。議第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	2 ページをお願いします。議 第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。内容は、70 号から 74 号まで 5 件です。 3 ページをお願いします。 70 号は、山形広域クリーンセンターの南東、約 370m に位置する、南沼原地区沼木の畑 257 m²で、第 1 種農地相当と判断しております。 4 ページをお願いします。 71 号は山形市立金井小学校の西、約 1,800m に位置する、金井地区志戸田の畑 247 m²で、第 1 種農地相当と判断しております。 5 ページをお願いします。 72 号 JR 蔵王駅の北、約 400m に位置する、南山形地区片谷地の現況 畑 2,637 m²で、転用目的は特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲です。金子委員から調査を行っていただいております。 6 ページをお願いします。 73 号は市立第二中学校の東、約 350m に位置する、旧市地区城西町の現況 畑 2,015 m²で、転用目的は貸事務所の建築です。長澤委員から調査を行っていただいております。 7 ページをお願いします。 74 号は山形市立鈴川小学校の北東、約 1,100m に位置する、鈴川地区高原町の畑 298 m²で、第 1 種農地相当と判断しております。会社の資材置場や従業員駐車場は申請者の自宅の敷地を会社に貸し付けている状況にありますが、手狭になっていることから、資材置場の敷地を拡張するものです。なお、既存地同様、法人の代表者が取得、整備し、法人が貸借する計画です。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 72 号について、2 番 金子委員から報告をお願いします。
金 子 委 員	2 番 金子です。72 号についてご報告いたします。申請地につきましては、議案書記載のとおりです。譲受人は天童市に本社を置き、不動産業を営む株式会社須藤ホールディングスです。このたび事業

	収益を図るため、山形市松原地内で特定建築条件付売買予定地での宅地分譲 10 区画を計画したものです。申請地は、J R 蔵王駅が近く、商業施設や教育施設にも近いため、利便性の高い住環境を提供できると考え申請に至っています。 申請地は、J R 蔵王駅から北、約 400m の場所に位置する農地であり、鉄道の駅から 500m 以内にあることから、第 2 種農地相当と判断しました。被害防除対策としては、汚水と生活雑排水は公共下水道。雨水は宅地内地下浸透。開発許可は事前協議中で見込みあり。最上川中流土地改良区からの意見書を確認しております。当該申請地に代えて代替できる土地がないことから、やむを得ないものと判断しました。なお、土地の取得費用は [REDACTED]、1 m²あたり [REDACTED]、坪あたり [REDACTED]。建築費は [REDACTED] ということでした。 以上の結果、許可相当と判断いたしましたので審議の程よろしく申し上げます。
議長 長澤委員	次に 73 号について 1 番 長澤委員から報告申し上げます。 1 番 長澤です。73 号につきましては、申請地は議案書記載のとおりです。譲受人は、寒河江市に本社を置き、主に不動産業、建設工事業などを営むティ・エムホールディングス株式会社です。グループ企業には、井上工業株式会社を含む 4 社があり、譲受人はグループ会社の社屋や事業所の土地、建物を所有し、管理を行っています。現在、井上工業株式会社を含む 3 社の事務所は山形市久保田の建物にまとめられており、事務所が手狭になっていることから、グループの井上工業株式会社の営業職員や経理担当職員を寒河江支店に配属せざるを得ない状況であり、井上工業株式会社の事務所移転を計画したそうです。このたび寒河江支店との行き来が便利な山形市西部で土地を選定したところ、当該申請地が見つかったことから、当該農地を取得し、グループの井上工業株式会社が使用する貸事務所を建築するため申請に至ったものです。 申請地は山形市立第二中学校の東、約 350m に位置する、旧市地区城西町の現況 畑 2,015 m²で、昨年まで山形市の市民農園として利用されてきた場所ですが、西側 44 cm ほどが市街化調整区域で、残る東側は市街化区域となっております。水道、下水道管が埋設されている道路の沿道区域であり、500m 以内に教育施設、医療施設が 2 施設以上あることから、第 3 種農地相当と判断しております。被害防除対策としては、汚水と生活雑排水は公共下水道、雨水は浸透側溝で地下浸透。開発許可の見込みあり。土地改良区の区域外です。なお、土地の取得費用は [REDACTED]、土地造成費は [REDACTED]。建築費は [REDACTED] ということでした。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。
議長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。

川 村 委 員	16 番 川村です。申請地の西側に通学路として利用されて道路があるが、事業所で利用は想定しているのか。
長 澤 委 員	1 番 長澤です。通学路であることから使用しないそうです。
議 長	ほかにありませんか。無いようですのでお諮りします。議第 30 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決します。
議 長	次に進みます。 議 第 31 号 農用地利用集積計画について、上程します。 なお、本議案には議案中、3 番丹野菊男 委員、16 番 川村委員、19 番 熊谷 委員、23 番 丸子 委員に関する案件がありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、議事への参与を控えていただきます。 それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書の 8 ページ、議第 31 号農用地利用集積計画について、をお願いします。 令和 5 年 11 月受付分の農地中間管理事業による利用権設定です。 地目別設定面積、作物別設定面積の内訳は記載のとおりとなっております。 農地中間管理機構が借り受けと同時に貸し付けを行うもので、農地の所在、貸付け人、借り受け人等、内容は、9 ページから 39 ページまで記載のとおりです。 農地中間管理機構の借受けが 281 号から 393 号までの 113 件、農地中間管理機構からの貸付けが 394 号から 475 号までの 82 件となっています。所有者と実質的な借受人の貸し借りは 118 件です。なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日については、2 月 26 日月曜日を予定しております。 以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	それではお諮りします。議第 31 号について、適当である、とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 31 号農用地利用集積計画について、適当である、との意見に決します。

議 長	次に進みます。議第 32 号 令和 5 年度畑地化促進事業の申請について、を上程いたします。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	このたび、令和 5 年度畑地化促進事業の申請について、山形市農業振興協議会会長より、意見を求められております。 本日は、協議会の事務局である、山形市農政課の担当者より出席いただいておりますので、説明をいただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
議 長	説明を許可します。
農政課担当	(令和 5 年度畑地化促進事業の申請について説明)
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
安孫子委員	13 番 安孫子です。畑地化促進事業の申請をした水田は今後水田に戻せなくなるということか。
農政課担当	そうなります。
議 長	ほかにありませんか。 無いようですのでお諮りします。議 第 32 号について、意見なしと決定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 32 号 令和 5 年度畑地化促進事業の申請について、意見なしと決定し、市長あて回答することに決します。
議 長	これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	皆様には事前に議案書を送付しておりますので、報告事項については、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。 43 ページをお願いします。報告事項 (1)、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理については、43 ページの 224 号から 49 ページの 242 号まで 19 件を受理しております。 50 ページをお願いします。報告事項 (2)、農地法第 4 条届出書の受理については、19 号、20 号の 2 件を受理しております。 51 ページをお願いします。報告事項 (3)、農地法第 5 条届出書の受理については、38 号から 39 号まで 2 件を受理しております。 52 ページをお願いします。報告事項 (4)、農地法第 18 条第 6 項

	の規定による通知の受理は、52 ページの 127 号から 55 ページの 162 号まで、36 件を受理しております。 56 ページをお願いします。報告事項(5)農地改良届出書の受理については、14 号、1 件を受理しております。 57 ページをお願いします。報告事項(6)農地改良完了報告書の受理については、8 号、1 件を受理しております。 58 ページをお願いします。報告事項(7)農地法第 5 条の規定による許可については、61 号から 57 号の 3 件について許可証を交付しております。 59 ページをお願いします。報告事項(8)農地法第 3 条の規定による許可申請の取り下げについては、42 号、1 件について受理しております。 附議事項については以上です。 次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。 次回の定例総会、委員調査の予定、調査委員について説明 次に 7 その他について、事務局から説明をお願いいたします。 農業委員に関連する案件についての事務局への事前連絡について説明 他にはございませんか。無ければ、これで第 8 回総会を終了いたします。ご苦労様でした。 (閉会 午後 2 時 3 2 分) 以下余白
議 長	
事 務 局	
議 長	
事 務 局	
議 長	

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員